

QBIC ガイドライン規程

第1条 目的

本規程で作成するQBICガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、高精度衛星測位サービス利用促進協議会(以下「協議会」という。)が、準天頂衛星システムのサービスを活用する民間企業がビジネスを展開するために必要となるガイドラインを作成し、高精度衛星測位サービスの利用を促進することを目的とする。

第2条 標準規格との整合性

本ガイドラインは、衛星測位に係る標準規格と整合性をもつものとする。また、協議会が制定するQBIC規格と整合性をもつものとする。

第3条 文書番号

本ガイドラインの文書番号は、次に示す番号体系に従うものとする。

QGDL-□□△△△-○

ここで、□□は西暦年度の下2桁、△△△は年度内連続番号、○は版数とする。

第4条 ガイドライン案の提案

ガイドライン案は、協議会の会員で、尚且つ3団体以上の有志、ワーキンググループまたはスペシャル・インタレスト・グループが単独または共同で提案することができる。

第5条 レビュー

ガイドライン案のレビューは、事務局の調整により協議会の会員、有識者、利害関係人等が実施するものとする。

第6条 意見募集

ガイドライン案を活動の成果物として企画運営委員会に提出する前に、協議会の会員に対して公開し、意見を求めるものとする。

第7条 発行

本ガイドラインの発行にあたっては、企画運営委員会の承認を得るものとする。

第8条 改訂

本ガイドラインの改訂は、第4条に定める者が提案することができる。このとき、制定を提案した者以外の提案を妨げない。また、第5条に定めるレビュー、第6条に定める意見募集、第7条に定める発行を行うものとする。

第9条 廃止

本ガイドラインの廃止は、第4条に定める者が提案することができる。このとき、制定または改訂を提案した者以外の提案を妨げない。また、第5条に定めるレビュー、第6条に定める意見募集を

実施するものとする。さらに、廃止の決定・通知は、第 7 条に定める発行と同じ手順によるものとする。

第10条 著作権

本ガイドラインの著作権は、協議会の事務局に属するものとする。

附則

(1) この規程は、2016 年 7 月 15 日から施行する。